

用地取得の方法について

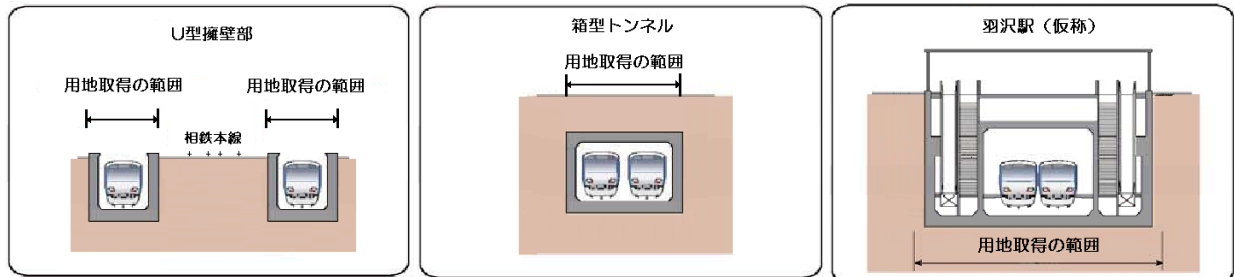
用地取得の方法

相鉄・JR直通線は、地表部及びトンネル部で計画されています。

用地取得の場合

地表部及び開削による工事区間

計画線の部分の土地を譲っていただくことになります。



(注) 用地取得の範囲は目安であり、正確な範囲を示したものではありません。

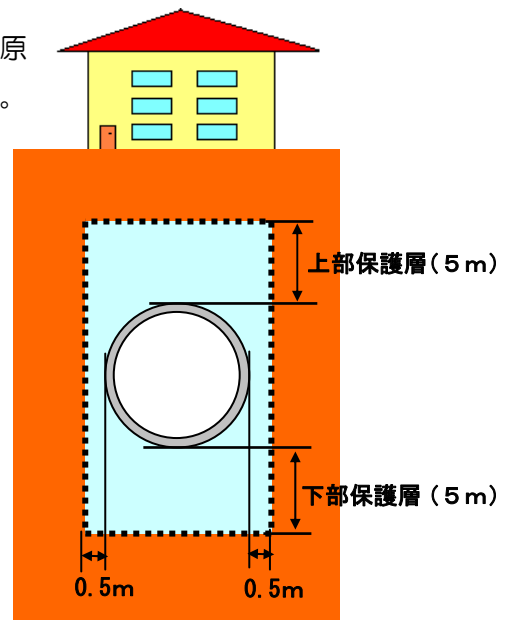
区分地上権設定の場合

トンネル部（シールド工法の区間）

- トンネル部のうち、シールド工法により建設する区間は、原則として皆様の土地の地下のみを使用させていただきます。家屋の移転はありません。
- 土地の所有権は、地上及び地下に立体的に権利が及ぶため、トンネルの上下左右に一定の範囲を定め、その部分を使用するための権利設定をさせていただきます。この権利を「区分地上権」といいます。
- 区分地上権の設定範囲は、トンネル本体に左右各0.5m、上下に各5mを保護層として加えた範囲となります。（右図参照）

なお、地表面からトンネル上部までが5mに満たない場合は、原則として、土地を取得させていただきます。

- 区分地上権設定にあたっては、土地の正常な取引価格に、その土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じた額を、金銭で補償いたします。



今後、土地をお持ちの方に個別に区分地上権設定の範囲、補償額についてご説明させていただきます。

なお、用地補償の手順等については、

[鉄道・運輸機構ホームページ：鉄道の建設（用地補償のあらまし）](#)をご参照ください。

くわしくは、下記のお問合せ先までご連絡をお願い致します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（略称：鉄道・運輸機構）

鉄道建設本部 東京支社 用地部

保土ヶ谷区担当：用地第二課 TEL 03-5403-8734

神奈川区担当：用地第三課 TEL 03-5403-8735